

(ポータルメッセージ施行)

福 第 1 1 号

平成23年4月6日

本庁各課(室)長 }  
各地方機関の長 } 殿  
各教育機関の長 }

福 利 課 長

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における公務災害及び通勤災害の認定について (通知)

このことについて、別紙写しのとおり地方公務員災害補償基金宮城県支部長から通知がありましたので、承知願います。

従来、公務上の負傷の認定基準において、原則として、天災地変によるものは公務外とされておりますが、今回の地震や津波により職員が被災した場合は、職務遂行中等(私的行為中の場合を除く)であれば、公務災害または通勤災害として認められることとされましたので、適切に事務処理願います。

なお、各教育事務所におかれましては、貴管内市町村教育委員会あて周知願います。

担 当	福利健康班 牛尾
T E L	022-211-3675
F A X	022-211-3695
行政無線	7-220-8-3675

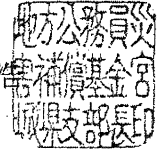
写

地公災宮発第 3 号  
平成 23 年 4 月 6 日

宮城県知事  
宮城県教育委員会教育長  
宮城県警察本部長  
各市町村長  
各一部事務組合管理者  
仙台市教育委員会  
宮城県立こども病院理事長  
公立大学法人宮城大学長  
宮城県後期高齢者医療広域連合長  
地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長  
(公務災害担当課扱い)

殿

地方公務員災害補償基金  
宮城県支部長 村井 嘉浩



東北地方太平洋沖地震における公務災害及び通勤災害の認定について（通知）  
このことについて、別紙写しのとおり地方公務員災害補償基金補償課長から通知がありましたので御承知願います。



担当 補償班 田村  
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1  
(宮城県総務部職員厚生課内)  
電話 022-211-2243 FAX 022-211-4448



地基補第91号  
平成23年4月1日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金補償課長  
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における公務災害及び通勤災害の認定について (通知)

今般の東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により被災した場合の公務災害及び通勤災害の認定については、下記のとおり取り扱われることとなります。

なお、個別事案の認定については、原則として本部に照会くださるようお願いいたします。

記

1 公務災害の考え方

職務遂行中に、地震により建物が倒壊したこと、地震に伴う津波により建物が水没したこと等が原因で被災した場合にあっては、職務の性質、勤務環境や勤務公署施設の状況等から職務遂行に伴う危険が現実化したものとして、公務上の災害として認められる。

2 通勤災害の考え方

公務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあっては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして、通勤災害として認められる。

3 公務災害又は通勤災害となる事例

(1) 公務災害

- ア 地震により建物が倒壊したことにより被災した場合
- イ 津波により建物が押し流された又は水没したことにより被災した場合
- ウ 勤務場所から避難する際に津波に遭い被災した場合
- エ 罹災地以外の地域から罹災地へ出張していた最中に被災した場合
- オ 地震又は津波による住民の避難、被災者の救助等の緊急行為や職務命令により緊急災害対策業務等に従事中（罹災地に向かっている途中又は罹災地から戻る途中を含む。）に被災した場合

(2) 通勤災害

- ア 通勤途上で建物が倒壊したことにより被災した場合
- イ 通勤途上で津波に巻き込まれて被災した場合